

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質加工施設保安規定における施設管理の有効性評価に関する規定に係る面談

2. 日時: 令和2年12月24日(木) 9時30分～10時10分

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室※TV会議システムにて実施

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部研究炉等審査部門

菅原企画調査官、本多主任監視指導官、真田係長、堀内安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

人形峠環境技術センター 環境保全技術開発部長 他5名

安全・核セキュリティ統括部 品質保証課 マネージャー 他2名

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 技術副主幹 他1名

5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、人形峠環境技術センター加工施設における保全活動の有効性評価及び施設管理の有効性評価の実施に係る保安規定及びその下位文書上の規定について、資料に基づき説明を受けた。

(2) 原子力規制庁から、以下のように伝えた。

○保全活動の有効性評価及び改善について、保全活動の有効性評価において施設管理の有効性評価を行うとしているが、施設管理の有効性評価を行うに際して、保全の有効性評価の結果がインプット情報となることが保安規定上確認できない。また、施設管理の有効性評価の結果は、品質マネジメント計画におけるマネジメントレビューへのインプット情報になるとの説明であるが、この内容が保安規定上確認できない。これらを踏まえ、施設管理の有効性評価の実施について、保安規定上で明確となる記載を検討すること。

○本日指摘した内容は、人形峠環境技術センター加工施設以外の各拠点各施設の保安規定においても同様であることから、今後、保安規定の変更認可申請を行う際に、本日指摘した内容について、水平展開を図ること。

(3) 原子力機構から、本日の指摘を踏まえ、検討する旨の発言があった。

6. 配付資料

・加工施設の保全活動及び施設管理の有効性評価について